

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月5日

☐ 中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	沖縄県
3. 市区町村名	糸満市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.itoman.lg.jp/docs/2018012300023/

執行機関名 糸満市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	糸満市特別支援教育就学奨励費支給規則(平成31年糸満市教育委員会規則第1号)による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		糸満市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第6の項 糸満市特別支援教育就学奨励費支給規則による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第1条	糸満市特別支援教育就学奨励費支給規則(平成31年糸満市教育委員会規則第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情をかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第一条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒又は特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する特別支援学級をいう。以下同じ。)に就学する児童生徒(以下「対象児童生徒」という。)の保護者の経済的負担の軽減するため、特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)を支給することにより、対象児童生徒の就学の奨励を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		糸満市特別支援教育就学奨励費支給規則(平成31年糸満市教育委員会規則第1号)